

住民監査請求書

2025年12月23日

愛知県監査委員 御中

請求人 別紙請求人目録記載の通り

連絡先 請求人 内田隆 代理人

愛知県岡崎市羽根町東荒子38-1 f.a.s ビル2階

電話番号0564-836151 FAX0564-535388

弁護士 新 海 聰

1 政務調査費の支給についての条例の規定

- (1) 愛知県においては、「愛知県議会における政務調査費の交付に関する条例」（以下、「本件条例」という。）第8条において、「会派及び議員が実施する県政の課題及び県民の意思を把握し、それらを県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であって、会派にあっては別表第一に、議員にあっては別表第二に定めるものに充ててできるものとする。」と規定している。
- (2) そのうえで、第9条で「会派の代表者及び議員は、当該会派及び議員の前年度における次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年四月三十日までに、議会の議長に提出しなければならない。」とし、第10条で「知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から当該会派及び議員が行った政務活動費に係る支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員（議員であった者又はその相続人を含む。）に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。」と定めている。
- (3) ところで、条例10条は残余額の返還を知事が「命じることができる。」としているが、そもそも政務活動費は地方自治法100条14号に基づいて会派、議員に交付される補助金であり、補助事業の内容は本件条例が定める事項に限定されるから、本件条例が使途として認めない支出およ

び支出の実態のないものについては、知事は不当利得返還請求権の行使として、議員または会派に返還を命じなければならない。

2 山下県議の政務活動費の目的外支出

(1) 山下智也県議は、平成23年に愛知県議会議員に当選し、以後政務活動費を議員個人として受領し、受領した政務活動費を人件費、調査研究費としてタクシ一代、ガソリン代に、事務費として電話代に使用してきた。

(2) 人件費への違法支出

同議員は令和2年度から令和4年度までは、従業員を3名雇用したとし、令和5年度は4名、令和6年度は6名をそれぞれ雇用したとして、政務活動費からこの5年間で16,243,100円を支出し（末尾別表）、同人の政務活動費の収支報告書にも同金額の記載をしている。これを年度毎にまとめると、下記一覧表の通りとなる。

令和2年度

被用者	A	B	C	合計
充当額	1,153,000	1,228,000	1,063,000	3,444,000

令和3年度

被用者	D	E	F	合計
充当額	1,165,000	1,150,000	1,080,000	3,395,000

令和4年度

被用者	G	H	I	合計
充当額	1,087,000	1,125,000	1,037,000	3,249,000

令和5年度

被用者	J	K	L	M	合計
充当額	1,078,200	733,700	330,000	1,102,600	3,244,500

令和6年度

被用者	N	O	P	Q	R	S	合計
充当額	554,400	1,482,800	82,500	271,700	464,200	55,000	2,910,600

$$3,444,000 + 3,395,000 + 3,249,000 + 3,244,500 + 2,910,600 = 16,243,100 \text{ 円}$$

しかし、同県議のもとで、同県議の仕事の補助をしていた被用者は多くても2名であり、うち1名に対しては一切賃金の支払いをせず、賃金の支払いをした被用者は1名だけであった。しかも賃金の支払いを受けた同人は週5日、午前中のみの勤務をしていただけであることを、請求人に証言している。

また、同県議は被用者と一切雇用契約書を作成していない。政務活動費の收支報告書に添付する資料として、給与支払簿を作成し、被用者の署名によって適法に政務活動費を支給した外形の書面を作成している。しかし実際に勤務をしていた被用者は、白紙の書式に署名をさせられ、勤務時間、時給、支給額等の欄は同人が知らないまま、後日記入がなされるかたちで給与支払簿が作成された。実際に被用していない者の給与支払簿については、名義人以外のものが作成した。こうした手段を用いて、週5日勤務していた者も含め、同県議の被用者に対する給与支払い簿はほぼフルタイムでの勤務という内容となり、同県議によって恣意的に記載された勤務時間を元に計算された給与が政務活動費によってまかなわれる結果となった。

よって、午前中のみ勤務した被用者への政務活動費の支出のみが許容されるにもかかわらず、給与支払簿のデタラメな記載によって、給与支払簿で3名をフルタイムで雇用したとする令和2年度ないし令和4年度の支出のうち、最大で6分の5に相当する金額が、4名を雇用したとする令和5年度の支出のうち、最大で8分の7に相当する金額が、6名を雇用したとする令和6年度の支出のうち最大で12分の11に相当する金額がいわゆるカラ雇用と水増し雇用によった支出と推計できる。

そして、過去5年分のカラ雇用と水増し雇用と推計される合計金額13,913,655円が、給与支払いの名目で別の使途に用いられたものであり、政務活動費の目的外支出となる。

よって、山下県議はこれを愛知県に返還する義務がある。

(3) タクシ一代の支出

同県議は令和2年度から令和6年度まで、タクシ一代を現金、名義人不明のカード、メイタクラブカード、タクシーチケット、支払い人不明の電

子マネーなど、様々な方法で支払っている。

しかし、このうち、メイタクラブカードは法人カードであり、県議個人が支出したものではない。また、同県議個人はタクシーチケットを持っていない。また使用する必要もない。カード支払いが可能である以上、タクシーチケットは不要だからである。よってタクシーチケットによる支払いは同県議の計算によるものではないとみざるを得ない。

そのほか、カード名義人や支払人が不明なもの、さらには支払い人のみならず、支払方法が黒塗りとなっているタクシ一代の支払いにも政務活動費が充当されているが、いずれも支払者が不明である以上、実際にタクシ一代として支出されたものと判断することはできない。

かかるタクシ一代としての支払いが疑われるものは、令和2年度から令和6年度までで572,640円となるから、同県議は疑惑を解明できない以上、これを愛知県に返還する義務を免れない。

(4) ガソリン代

ガソリン代については、カードの支払い人名義が黒塗りのため不明なものがある。同県議の計算に帰するクレジットカードを利用した場合には、カードの支払い人名義を黒塗りにする必要はないはずであり、実際、支払い人名義として同県議の名前を公表しているクレジットカードの領収書も多く存在する。したがって、わざわざ支払人の名義を黒塗りにしたガソリン代への支出は、他人の支払ったガソリン代を自分の支払として請求した疑いが濃厚であり、かかる支出についての令和2年度から令和6年度までのガソリン代への政務活動費の支出502,921円は、支払い人が山下県議であることを明らかにしない限り、愛知県に返還する義務がある。

一方、山下智也名義のカードで支払いをしたことがレシートに記載されているながら、カード支払の明細書の記載がないものへの政務活動費の支出が74,297円存在する。これらが同県議の個人カードから支払われていれば問題はないが、同県議が使用する法人カードから支払われている場合には、これを政務活動費によって充当することは違法であるから、カード明細の提出がない限り、これを愛知県に返還する義務がある。

したがって、5年間のガソリン代の支出のうち、合計577,218円については、同県議の支払いであることが明らかにされない限り、愛知県

に返還すべきである。

（5）電話代

山下県議は収支報告書に「事務所携帯電話」と記載したもの、「携帯電話」と記載したもの「事務所電話代」と記載したものがあり、それぞれ政務活動費から支出がなされている。

しかしそもそも、同県議の事務所では携帯電話の契約をしておらず、「事務所携帯」名での支出はあり得ない。したがって、事務所携帯名目での5年分の支出611,136円は愛知県に返還する義務がある。

次に、事務所電話代については、固定電話が事務所に存在はするものの、山下県議は事務所の固定電話から連絡することはほとんどなく、慶弔電報を多数送っている。しかし、慶弔電報に政務活動費を支出することは使途マニュアルで支出が禁止されている。かかる点に鑑みれば、固定電話代としての支出のほとんどが慶弔電報への支出の疑いがある。したがって、固定電話の利用明細の確認ができない以上、固定電話への支出560,369円は政務活動費の支出として、違法となる疑いが濃厚である。

よって事務所携帯電話代と固定電話代合計1,171,505円は目的外支出の疑いが濃厚であり、利用明細の証明がない限り、愛知県に返還する義務がある。

（6）以上の山下県議の目的外支出が疑われる政務活動費は令和2年度から令和6年度まで別表記載の通り、合計16,235,018円となる。

3 愛知県知事の怠る事実

以上の通りであるから、知事は、本件条例10条によって同議員に対し、不当利得返還請求権を行使する義務を負う。

4 よって、監査委員は、知事に対し、次の通り勧告するよう求める。

記

知事は、山下智也県会議員に対し、同人が受領した令和2年度から令和6年度の政務活動費中、16,235,018円を県に返還させるための必要な措置をとること。

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

添付書類

事実証明書の写し (CD-R)	各 1 通
委任状	1 通

請求人目録

住所

職業

氏名

印

年 度 項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計	違法理由
人件費按分後充当額	3,444,000	3,395,000	3,249,000	3,244,500	2,910,600	16,243,100	
被用者数	3	3	3	4	6		
人件費中カラ雇用比率	5/6	5/6	5/6	7/8	11/12		1人のみ雇用 しかも午前中のみ
人件費返還を求める合計	2,870,000	2,829,167	2,707,500	2,838,938	2,668,050	13,913,655	カラ雇用・水増し雇用 (雇用契約書を作っていない。白紙の状態で名前を書く)

タクシー代							
カード	69,330	44,180	92,050	77,060	174,910	457,530	誰のカードか不明
メイタクラブ	22,920	24,040	13,780	3,060	2,210	66,010	法人のカード 誰のカードか不明
クイックペイ	4,410	0	1,670	6,150	8,590	20,820	支払人不明
iDカード	690	0		950		1,640	支払人不明
チケット	0	0	7,410	7,710	1,040	16,160	不正
支払方法不明	610	0	1,340	2,570	5,960	10,480	支払方法不明
タクシー代返還を求める合計	97,960	68,220	116,250	97,500	192,710	572,640	

ガソリン代							
名義黒塗り	111,848	121,509	148,293	110,202	109,110	600,962	
うち名義黒塗り按分後 (A)	82,497	97,708	128,262	97,595	96,859	502,921	支払い人が黒塗りで誰のカードか不明
山下名義	6,402	0	6,520	0	71,881	84,803	
うち山下名義按分後 (B)	5,761	0	4,564	0	63,972	74,297	カード支払い明細がない
ガソリン代返還を求める 合計 (A+B)	88,258	97,708	132,826	97,595	160,831	577,218	

電話代							
事務所携帯 元の金額	122,011	195,954	201,029	198,659	39,693	757,346	
うち按分後の金額 (A)	97,603	156,758	160,819	164,203	31,753	611,136	事務所には固定電話しかない
事務所加入 元の金額	119,355	150,376	151,552	133,854	128,623	683,760	
うち按分後の金額 (B)	95,478	120,296	121,237	120,464	102,894	560,369	弔電を多数送っており、マニュアルに反して目的外使用
電話代返還を求める合計 (A+B)	193,081	277,054	282,056	284,667	134,647	1,171,505	

返還を求める額合計	3,249,299	3,272,149	3,238,632	3,318,700	3,156,238	16,235,018	5年分合計
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-------